

令和 7 年度 加東市 I T 等事業所開設支援補助金 募集要領

令和 7 年度「加東市 I T 等事業所開設支援補助金」について、交付を希望される方は、下記の要領により申請を行ってください。

※この事業の補助を受けるためには、兵庫県から事業計画の認定を受ける必要があります。

補助金の交付を希望する事業者は、事業内容の確認及び調整を行いますので、兵庫県のホームページをご確認の上、事業計画書及びエントリーシートをご提出ください。

～補助対象事業者～

補助金の交付を受けることができる者は、市内において、新たに事業所（機器設置施設、サーバールーム、トイレ等事業所に付帯する必要な施設を含む。以下同じ。）を開設する中小企業者等で、以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 高度技術（I T 技術、ライフサイエンス、フードテック、バイオテクノロジー等をいう。以下同じ。）を活用して社会課題の解決を図り、今後成長が見込まれる 3 年以上の事業計画を有する者
- ② 革新的なアイデアと高度技術を活用した事業の経験及び実績又は知識及び能力がある者

※以下のような I T サービスを主たる業務内容とする場合は補助対象外。

（WEB 制作、地域情報発信・WEB ジャーナル、I T スクール、I T コンサルティング等）

※同一市町内で既に事業を行っている事業者が、事業所を単に移転する場合は補助対象外。ただし、新たな事業所開設、新規雇用を伴う事業拡大による移転等の場合は、補助対象とする。

※高度技術を用いた事業であっても、新たに開設する事業所が単に物流倉庫等である場合は、補助対象外。

※高度技術を用いた事業以外の事業と共存し、スペースの区分ができない場合は、売上額に応じて按分した上で、補助を行う。

※本要領における『中小企業者』とは、下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する者であって、みなし大企業（注 2）に該当しない者とする。

（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項一～五）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

サービス業（下記以外）	5 千万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下

注 1）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

注 2）本事業において、みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を含めている法人

※本要領における「中小企業者等」とは、前述の中小企業者及び中小企業者の基準を満たす社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づき組合等）又は有限責任事業組合（LLP）とする。

～補助内容（対象事業・経費等）～

＜補助金額及び補助率＞

3 年間の補助上限額：1 補助事業者当たり 1, 2 0 0 万円

※空き家を活用する場合の補助上限額は 1, 3 0 0 万円となります。

※消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。

補助対象 経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助期間等	補助上限額
建物改修費	新たに開設する事業所に必要となる建物改修費（設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）、トイレ、シャワー、洗面等の事業活動に付帯して必要な設備も含む。）。ただし、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分及び交付決定日前に発注した契約は、対象外とする。	1 / 2 (県: 1/4、市: 1/4)	開設時 1 回 限り	1 0 0 万円 (空き家を活用する場合は、補助上限額に 1 0 0 万円を上乗せします。空き家に該当するためには要件があります。)
事務機器取得費	新たに開設する事務所に必要となる事務機器取得費（OA機器、デスク、椅子、	1 / 2 (県: 1/4、市: 1/4)	開設時 1 回 限り（初年度の交付決定	5 0 万円

	キャビネット等)。ただし、設置又は据付工事を伴うもの（エアコン等）は補助対象外とする。		から概ね 3 か月以内に購入したものが対象)	
賃借料	新たに開設する事業所の賃借料及び施設使用料（既設設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）の賃借料及び施設使用料も含む。）。ただし、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分及び敷金や礼金、共益費など賃料以外の経費は、補助対象外とする。	1 / 2 (県: 1/4、市: 1/4)	利用開始後 3 6 箇月	6 0 万円 / 年
通信回線使用料	新たに開設する事業所において、補助事業者が支払う通信回線使用料（インターネット利用料、ライセンス料等、通信回線を利用して事業を行うために必要な一連の経費を含む。)	1 / 2 (県: 1/4、市: 1/4)	利用開始後 3 6 箇月	6 0 万円 / 年
人件費	新たに開設する事業所に勤務する I T 等の高度技術者に係る人件費（個人事業主を除く。）。ただし、次の要件に該当する者に限り対象とする。 (1) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち高度試験の合格者 (2) 民間企業における (1) と同等の資格を有する者	定額 (県: 1/2、市: 1/2)	利用開始後 3 6 箇月	2 0 0 万円 / 人・年 (1 か月当たり 1 6 6, 6 6 6 円が上限)

	(3) (1)と同等以上の技術、開発実績を有する者 (4) その他高度な知識を活用して社会課題の解決に向けた経営戦略の策定・提案・推進を可能とし、かつ高度技術を活用して新たな事業展開を見据えた実践能力を備える者 ※(2)～(4)については学識者などの意見聴取により判断を行うものとする。			
--	--	--	--	--

～補助金交付申請書の提出～

下記の書類を全て提出してください。（兵庫県で事業計画の認定を受けた日から14日以内）

(1) 申請時に提出する書類

- ① 加東市 I T 等事業所開設支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 兵庫県が定める産業労働部補助金交付要綱第 3 条に規定する補助金交付申請書及びその添付書類の写し
- ③ 誓約書（様式第 2 号）
- ④ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出方法

下記の提出先に電子メール、持参又は郵送により提出してください。※締切日消印有効

～事業内容の変更～

補助対象事業の実施後、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに下記の書類を提出し、事業変更の手続きを行ってください。

(1) 申請時に提出する書類

- ① 加東市 I T 等事業所開設支援補助金変更交付申請書（様式第 6 号）
- ② 兵庫県が定める産業労働部補助金交付要綱第 7 条に規定する補助金変更交付申請書及びその添付書類の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出方法

下記の提出先に電子メール、持参又は郵送により提出してください。※締切日消印有効

～事業の廃止（中止）～

交付決定を受けた後、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、加東市 I T 等事業所開設支援補助金補助事業中止（廃止）届（様式第 8 号）を提出し、事業の中止もしくは廃止の手続きを行ってください。この場合において、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることがあります。

～実績報告書の提出～

補助対象事業の完了後、30 日以内もしくは令和 8 年 4 月 10 日（金）のいずれか早い日までに、下記の書類を提出し、事業実績を報告してください。

（1）実績報告時に提出する書類

- ① 加東市 I T 等事業所開設支援補助金補助事業実績報告書（様式第 9 号）
- ② 兵庫県が定める産業労働部補助金交付要綱第 11 条に規定する補助金交付申請書及びその添付書類の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

（2）申請書類の提出方法

下記の提出先に電子メール、持参又は郵送により提出してください。※締切日消印有効

～補助金の確定～

実績報告の内容を確認し、適当と認められた場合、補助金額を確定し、通知します。

～補助金の請求～

補助金額の確定後、速やかに加東市 I T 等事業所開設支援補助金請求書（様式第 11 号）を提出してください。

請求書を受理した後、指定された口座に補助金を振り込みます。

～事業成果等の報告～

補助事業完了後も補助金の交付の目的を達成するため、収益の拡大に努め、補助金交付年度位以降の 5 年間を限度とし、市の求めに応じて、事業成果等について報告を行ってください。

また、紙面や発表会等での報告を求めた場合も協力してください。

～補助金交付までの流れ～

申請の手続きは以下の流れで進みます。

【事業計画の認定までの手続き】	
事業内容の事前確認	補助金の交付を希望する事業者は、加東市産業振興部商工観光課にお問い合わせの上、事業計画書及びエントリーシートをご提出ください。 事業内容の確認及び調整を行います。 ※事業計画書及びエントリーシート等の様式については、兵庫県のホームページをご確認ください。
事業計画の審査及び認定	兵庫県事務局へ事業計画を提出し、審査及び計画の認定を受けてください。
【事業計画認定後の手続き】	
補助金の交付申請	兵庫県で事業計画の認定を受けた後、加東市へ補助金の交付申請書類をご提出ください。 ※兵庫県事務局への交付申請も加東市経由で行います。 ※交付決定後に事業計画に変更が生じた場合には、変更申請の手続きが必要になります。
実績報告書類の提出	実績報告の内容を確認し、適当と認められた場合、補助金額を確定し、通知します。
補助金の請求	補助金額の確定後、請求書をご提出ください。 請求書を受理した後、指定された口座に補助金を振り込みます。

～問い合わせ先・書類提出先～

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

加東市 産業振興部商工観光課 商工係

電 話：0795-43-0531

F A X：0795-43-0552

メール：shoko@city.kato.lg.jp

受付時間：午前8時30分 から 午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

<市ホームページはこちら↓>

